

# 【ハローワークより重要なお知らせ】

◇◆◇◆事業主の皆様へ◆◇◆◇

2020年1月6日より、全国的にハローワークのシステムが新しくなり、事業所登録シートと求人申込書の様式が変更され、記載していただく項目が新たに追加されます。

10月に受理した求人は、12月末日まで有効となりますが、来年1月6日以降に求人の更新を申込まれる場合は、新たに追加された項目の記載がなければ受理できません。

また、地図登録についても求人票1件ごとに電子化して再度登録を行い、追加項目の入力もすべて手動で行うため、**求人票に係る処理時間が2週間程度かかることが想定されます。**

ご面倒をおかけしますが、ご理解ご協力頂きますようお願い申し上げます。

POINT

1

## 追加項目様式は、HPで様式がダウンロードできます！

求人更新の際は、以下のホームページより追加項目様式をダウンロードするか、別添の「システム刷新に係る追加項目【事業所台帳】及び【求人票】」をコピーして記載していただき、FAXか窓口にて申してください。

 愛知労働局ホームページ  
(トップページ右のバナーよりご覧ください)

URL: [https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/shokugyou\\_shoukai/2020kyujinkokai.html](https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/shokugyou_shoukai/2020kyujinkokai.html)

\* FAXで1月以降に求人更新される場合は、追加項目様式を添えて送信して下さい。

New!! 2020年1月6日～

求人票と公開方法

が変わります

POINT

2

## 来年以降の新規求人は、ネットから申込可能となります！

新規求人の申込方法については、詳細が分かり次第お知らせします。